

## 議第21号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「20,000円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「20,000円」を「6,000円」に、「50,000円」を「20,000円」に、「500円」を「400円」に改め、同条第3号中「50,000円」を「20,000円」に改め、「以上」の右に「50,000円未満」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 宿泊料金が50,000円以上100,000円未満である場合 4,000円

(5) 宿泊料金が100,000円以上である場合 10,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市宿泊税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用し、施行日前の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を含む。）については、なお従前の例による。

提案理由

宿泊税の税率を改定する必要があるので提案する。